

申告書は二月末に配布

所得税確定申告者には相談所を開設

市県民税申告のしおり

市県民税の個人申告書を各町務連絡員のかたにお願ひして二月末に配付いたしますので、三月五日ごろに届かないときは町務連絡員のかたや、所属の出張所にその旨申し出て下さい。

所得税の確定申告をされる人、青色申告をされる人については、市県民税の個人申告書は、別に郵送することになります。また、所得税の確定申告については例年どおり説明および申告指導を兼ねた相談所が開設されることになっております。

税法の改正により各種の控除が拡大されましたが、控除は申告が原則であることは、すでにお知らせしたとおりであります。市県民税についても控除額等は異なりますが、同様の申告をしていただかなければなりませんので、これらの点については所得税の申告と同時に申告書を出していただくよう、税務署と同じ場所での申告の受付、相談等に応ずる予定にいたしておりますので、ご協力

ない控除が認められないので一四、〇六〇円と損ないます。このように四、七〇〇円損をする結果になりますので三月十五日までに必ず申告してください。

給与所得者で、給与以外の所得がある人はもちろん申告していただかなければなりません。給与以外の所得のない人でも扶養親族の氏名などについて申請をしていただくことになっております。これは後日皆さんから扶養親族の証明申請等があったときに必要です。ご注意ください。

申告についての説明書と申告と同時に各世帯に配付いたしますのでよく読んでください。(税務課)

お知らせ板

1日・20日・固定資産課税

昭和三十一年の固定資産(土地、家屋、償却資産)の価格を決定した固定資産課税台帳をみなさんに縦覧しますので、関係者は縦覧してください。

△日時 三月一日から三月二十日まで(執務時間中)

△場所 大村市役所税務課

なお、固定資産税台帳に登録された価格に不服の場合には三月一日から三月三十一日までの間に文書で審査の請求をすることができます。

3月3日 発明巡回相談

発明協会ではつぎの要領により巡回相談を開催します。ご希望のかたはご利用されるようお知らせいたします。

△巡回相談の内容 特許、実用新案出願手続き並びに出願中の諸注意事項、その他

△日時、開催場所 三月三日(土曜日)午前十時

大村市役所講堂

△講師 発明協会支部より (商工水産課) 保健婦専門学院の学生を募集

昭和三十一年度長崎県立

ネズミ退治は絶好の時期

薬剤配布は25日まで

二月十五日から三月一日までは一部分で実施しても、実施市内一斉ネズミ退治期間となりました。家は一時的にいななくなりつつあります。現在まで相当数のネズミが退治されてきて、ドタバタするようになっています。一戸残らず退治するよう心がけましょう。なお、薬剤は二月二十五日までは集約中に実施していただきます。

2月25日は 県知事選挙 県議会議員補欠選挙の投票日

引揚者 私有財産請求権の登録については、去る二月一日から三月一日まで、必ず二月二十五日までに手続きをしてください。

なお、二十六日以後は受付できません。

(引揚者団体大村支部)

三月の実弾射撃 陸上自衛隊大村部隊では池田射撃場で実施する三月の実弾射撃日程が、つぎのとおり変更になりました。

△実施日 1日、3日、5日、10日、12日、13日、26日、31日

買、贈与、交換、公売および法人に対する出資等をされたかたは再評価税や所得税を課税されることがあります。この承知のうえに申告と納税をしてください。

また、この人は二月二十六日から三月十五日までの間に申告と納税をしてください。

なお、くわしいことは、税務署に資料係におたずねください。(課税課)

引揚者在外私有財産請求権の登録は25日まで

引揚者 私有財産請求権の登録については、去る二月一日から三月一日まで、必ず二月二十五日までに手続きをしてください。

なお、二十六日以後は受付できません。

日発行の市政だよりで、お知らせしておりますが、また提出してないかたが多数あられるようです。ご承知のうえに、在外私有財産に対する請求であり、民法でいう効力(十九年)が本年の四月二十七日であり、それまでに請求権の登録を済ませない個人は、請求は、時効により、失効となり、補償金に関する法律ができて未登録者として除外されることになり、未提出のかたは、必ず二月二十五日までに手続きをしてください。

この一票澄んだ心で胸はって

国保被保険者証無効お知らせ

市制施行20周年記念式典 永年勤続職員など表彰

市では市制施行二十周年を記念して、二月十二日午前十時から全職員が職場に参集し、記念式典を挙りました。式は大村市長の式辞(別項のとおり)、市議会議長代理永尾副議長(別項のとおり)、永年勤続職員二十九名(二十年勤続四名、十五年勤続二十五名)を表彰する式を閉じました。

【二十年】 菊地綱昌(福地) 原口政一(税務) 緒方彦市(市民) 田中武雄(水道) 【十五年】 梁瀬琢磨(商水) 寺坂保三(福祉) 南野龍松(庶務) 井本安雄(建設) 渡海文一(水道) 井原頼三郎(福祉) 一瀬茂(福祉) 松本

【特別表彰】 富貴男(農林) 前田久一(庶務) 岩永五郎(事業) 水田富士(農務) 畑中純子(三浦) 林健雄(福祉) 福井安雄(市民) 富田信夫(水道) 永田勝南(南満雄) 深浦久雄(同) 角野正雄(同) 前川健作(同) 金滝あき(農林) 田中二郎(水道) 福田勇次(同)

【市長式辞】 本日ここに大村市制二十周年の記念すべき式典を挙ります。この二十年、本日に成人の式を迎えるまで、終戦後のあの悲惨な情勢が、一口に二十年といえます。その間は誠に狂余曲折し、過ぎ去ったいろいろな事象を想い浮べるとき、ただ感慨無量の一語につきると思ふのであります。わが大村市は全国各市の誕生順からいへば百八十八番目になり、大東亜戦争が

はしまつてから三月月後に生れたものであります。それから二十年、本日に成人の式を迎えるまで、終戦後のあの悲惨な情勢が、一口に二十年といえます。その間は誠に狂余曲折し、過ぎ去ったいろいろな事象を想い浮べるとき、ただ感慨無量の一語につきると思ふのであります。わが大村市は全国各市の誕生順からいへば百八十八番目になり、大東亜戦争が

【再評価税】 3月15日まで 昭和三十六年中に資産を売買、贈与、交換、公売および法人に対する出資等をされたかたは再評価税や所得税を課税されることがあります。この承知のうえに申告と納税をしてください。



写真上=式辞を述べる大村市長 下=職員表彰

【市長式辞】 本日ここに大村市制二十周年の記念すべき式典を挙ります。この二十年、本日に成人の式を迎えるまで、終戦後のあの悲惨な情勢が、一口に二十年といえます。その間は誠に狂余曲折し、過ぎ去ったいろいろな事象を想い浮べるとき、ただ感慨無量の一語につきると思ふのであります。わが大村市は全国各市の誕生順からいへば百八十八番目になり、大東亜戦争が

清、票積つてよい国よい政治